

個別施設計画様式

策定年月日 2020/12/25

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	迫第一地区教職員共同宿舎		所管所属名称	福利課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	教職員宿舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	職員宿舎	建築日	1967/11/30
経過年数	53	耐用年数	47	目標使用年数	61
運営方式	直営	管理者名称	東部教育事務所	全延床面積(m ²)	898.24
所在地	登米市迫町佐沼字八幡二丁目6-15				
2 計画期間					
計画期間は令和3年から令和12年までの10年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規則(平成16年宮城県規則12号) 教職員宿舎の管理・整備方針(令和5年4月1日教育庁 福利課)			必要性の有無	有
業務内容	県北区域(大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所の所管区域以外の市町村)を勤務地とする職員が居住する宿舎				
必要性の判断理由	県北区域のうち登米市に設置されている入居可能な教育庁の宿舎は、当該宿舎を含め2棟のみであり、施設の必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	老朽化や交通インフラの整備に伴う通勤範囲の広域化、その他民間アパート等の充実により、入居率が低下してきている。 しかしながら、登米市で入居可能な教職員宿舎の1つであり、入居率も過去3年平均で50%以上を維持していることから、事後保全による修繕を行い、法定耐用年数の30%増の61年を目標使用年数に定め、維持管理に努める。なお、大規模改修の必要性が生じた際は、入居率・地域的必要性等を勘案し、対応を検討する。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和2年に築53年経過となり、他の宿舎同様に古い建物となっている。 改修状況は、昭和62年度に外壁改修工事、平成2年に給水管改修工事、平成19年度にトイレ改修工事を実施している。 その他の施設の損傷については、小破修繕で隨時対応してきた。 今後とも、事後保全による対応等を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					